

新	旧				
<p style="text-align: center;">滋賀県史編さん大綱（素案）</p> <p>第1 趣旨 この大綱は、滋賀県史（以下「県史」という。）の編さんに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本県は、古くから多くの人の往来があり、滋賀の文化を守りつつも外部から新しい風を取り入れ、時代に応じて変化し続けることによって発展してきた。これまでの本県の歩みや先人の努力と知恵を振り返り、その歴史を学ぶことに寄与する。 2. ふるさと滋賀への一層の愛着と誇りを育み、未来を考える知的資源として、子供を含む後世の幅広い世代に伝える。 3. 県の歴史を伝える貴重な関連資料を収集・保管し、その散逸防止を図る。 <p>第3 方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 滋賀県の歴史的な変遷を日本および世界の歴史的な流れの中に位置づける。 2. 最新の調査・研究の成果を広く取り入れ、公文書等の一次資料等に基づき整理を行い、高度な学術研究の水準を持つものとする。 3. できる限り平易な表現で分かりやすく記述するとともに、多くの写真や図版を収録することにより、広く県民に親しまれるものとする。また、インターネットやスマートフォンなどのICTも活用し、県史へのアクセス性にも配慮する。 4. 県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。その際、資料所有者の理解と協力を得ながら、幅広い利活用が可能となるような条件を整える。また、調査等を通じて散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係諸機関の協力を得ながらその保全を図る。 5. 編さんにあたっては、県民の理解と協力のもとに進められるよう取り組む。 <p>第4 県史の構成 県史は明治維新から滋賀県誕生150年に当たる令和4年までを主たる対象とする近現代史とし、資料編2巻、通史編4巻、年表のほか、簡略的に叙述した概説および写真・地図等による図録により構成されるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">滋賀県史編さんの方向性（たたき台）</p> <p>第1 編さんの目的 県史の編さんは、これまでの滋賀県の歩みや先人の努力と知恵を振り返り、その歴史を学ぶことによって、ふるさと滋賀に一層の愛着と誇りを育み、未来を考える知的資源として後世に伝えるとともに、県の歴史に関する貴重な関連資料を収集・保管し、その散逸防止を図ることを目的とする。</p> <p>第2 編さんの方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 滋賀県の歴史的な変遷を日本および世界の歴史の中に位置づけること。 ② 最新の研究成果を取り入れ、公文書等の一次資料等に基づき整理を行い、高度な学術研究の水準を保つこと。 ③ できる限り平易な表現で記述するとともに、写真や図版を収録するなど、県民に親しまれる県史とすること。 ④ 資料の調査および収集を県内外の広範囲に実施し、収集した資料の保存および活用を図ること。 ⑤ 編さん過程を「見える化」して、県民の理解と協力のもとで編さんを行うこと。 <p>第3 県史の構成</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 県史の対象とする年代について <ol style="list-style-type: none"> 例) ①第二期県史の続編として編さん ②明治維新後あるいは滋賀県誕生以降を対象に編さん ③上代以降を対象に編さん (2) 県史の構成について <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="vertical-align: middle;">例) 年代順、分野別</td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="vertical-align: middle;"> 例… ①政治・行政・社会運動 ②環境・琵琶湖 ③産業・経済 ④社会・福祉 ⑤教育・文化 </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">]</td> </tr> </table> (3) 県史の規模について 資料編〇巻、通史編〇巻、年表 	例) 年代順、分野別	[例… ①政治・行政・社会運動 ②環境・琵琶湖 ③産業・経済 ④社会・福祉 ⑤教育・文化]
例) 年代順、分野別	[例… ①政治・行政・社会運動 ②環境・琵琶湖 ③産業・経済 ④社会・福祉 ⑤教育・文化]		

新	旧
<p>第5 期間 県史の編さんに要する期間は、令和5年度から令和19年度までの15年間を目途とする。</p> <p>第6 組織 県史の編さんに当たって、滋賀県史編さん委員会、県史編集委員会、専門部会および滋賀県史編さん事務局を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 滋賀県史編さん委員会は、県史の編さんに関する重要事項を審議する。 2. 県史編集委員会は、編集委員長、副編集委員長および専門部会の長で構成され、県史の編さんに関する企画および専門部会間の調整を行う。 3. 専門部会は、専門部会長および専門知識を有する学識者で構成され、各分野について県史編さんに関する企画および必要な資料の調査、執筆、編集等を行う。 4. (専門部会の担当分野・総数について) 5. 滋賀県庁内に県史編さん事務局を設け、県史編さんに必要な資料の調査・整理、執筆・校正および編集の補助、事業全般の庶務等を行う。 <p>第7 県民への情報提供等 県史の編さんにあたっては、県民の理解と協力を得るため、編さんの進捗状況や調査研究の成果に関する情報を、ホームページでの公開やニュースレターの発行などにより、広く県民に提供する。</p> <p>第8 委任 この大綱に定めるもののほか、県史の編さんに関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第4 編さんの期間および組織</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 県史の編さんにあたっては、編さんに関する重要事項について検討するため、(仮)県史編さん委員会を設置して進める。 例) 構成員等の例：有識者(執筆関係)および各界人(分野関係)、規模(懇話会と同規模)、 (2) 県史の編さんに係る企画、県史の編集および調査を行うため、(仮)県史編さん委員会に部会置く。(部会長は委員の中から選出) (3) 編さんに要する期間について 令和5年度に着手。編さんに必要な期間の見込みについて。 <p>第5 県民への情報提供等 県史の編さんにあたって、資料編さんの進捗状況のほか、収集した資料や調査研究の成果を分かりやすく県民に提供することは、県民の理解と協力を得ることにつながり、また、将来の県史の利活用にも寄与する。 具体的な情報提供方法の例：編さん委員会冊子の定期的な発行、講演会の開催 など</p>